

議案第14号

天理市行政組織条例の一部改正について

天理市行政組織条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市行政組織条例の一部を改正する条例

天理市行政組織条例（平成9年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条市長公室の項に次の2号を加える。

（8）男女共同参画に関する事。

（9）女性の職業生活における活躍に関する事。

第2条くらし文化部の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。